

科学研究費助成事業(科学研究費補助金)研究成果報告書

平成25年 5月30日現在

機関番号: 10101 研究種目:基盤研究(C) 研究期間:2010~2012 課題番号:22530073

研究課題名(和文) 消費者のための市場秩序形成をめざして一行政的手法と司法的手法の相

互連関ー

研究課題名(英文) Toward the market stability for consumers

研究代表者

池田 清治 (IKEDA SEIJI)

北海道大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号: 20212772

研究成果の概要(和文):本研究の目的は、消費者のための市場秩序を形成するための理論モデルを構築し、このモデルに基づいた政策提言を行うことにあり、行政的手法と司法的手法との関係、行政的手法における地域間格差の是正、司法的手法における実効的な集団的救済制度の構築、という3つの問題について検討を進めた。そして、「北海道消費生活基本計画」を策定するとともに、日本の消費者団体訴訟について国際シンポジウムで報告するという成果を上げた。

研究成果の概要(英文): The objective of this research is to construct a theoretical model with a view to creating market stability for consumers, and to provide policy recommendations based on this model. In implementing this research we have considered the following three issues: the relationship between administrative methods and judicial methods; the correction of regional discrepancies through policy; and the formation of an effective collective-remedy system through judicial means.

In addition to establishing the Basic Plan for Consumers in Hokkaido, we have also been able to report on Japan's consumer class action suits at international symposiums.

交付決定額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合 計
2010年度	1, 200, 000	360, 000	1, 560, 000
2011年度	1, 100, 000	330, 000	1, 430, 000
2012年度	700, 000	210,000	910, 000
年度			
年度			
総計	3, 000, 000	900, 000	3, 900, 000

研究分野:社会科学

科研費の分科・細目:法学・民事法学 キーワード:消費者、消費者団体

1. 研究開始当初の背景

(1) 現代社会において、消費者は常に市場に直面しており、消費者問題は市場を媒介として発生する。したがって、消費者のための市場秩序形成は、単純な経済問題ではなく、法律学の分野にあっても喫緊の課題といえる。この課題が本研究のバックボーンとなっていた。

(2) ところで、これまで、消費者のための市場秩序形成は、その多くを行政が担ってきた。しかし、消費者庁や消費者委員会の創設など、近時、行政の内部でも大きな変化が生じており、この動向を受け、行政組織に何を求めるかも再考すべき時期にある。

また、これまで司法の役割は、個々の消費

者を対象とする個別的保護、すなわち、契約の無効、取消し、あるいは損害賠償という形が中心であったが、最近ではこれに消費者団体による差止請求が加わり、さらに金銭給付を目的とした集団的救済制度も検討されつつある。そこで、この点に踏み込んだ検討を行うことも本研究の背景にあった。

2. 研究の目的

- (1) このような観点から、従前の研究状況をながめるなら、以下の3つの点において、いまだ十分でないところがあると考えられたので、本研究では特にこれらの3点について考察を深め、また実践的な貢献をすることにした。
- (2) 第1は、行政的手法と司法的手法との長所と短所、及び、両者の役割分担に関する検討である。特に日本では、従来、前者が中心であったことのアンチテーゼから、とりわけ私法の研究者は司法的救済を中心に検討を進め、また近時は消費者団体の団体訴訟制度にも注目している。しかし、行政的手法には、司法的手法に見られない長所もあるはずで、その点を究明して、「活かす」という発想も必要なはずである。
- (4) 第3は、司法的手法の分野における集団 的救済制度の検討である。この問題について は、損害賠償制度と他の制度(刑罰としての 没収ないし追徴、あるいは課徴金)との異同 に留意しつつ、また比較法的知見を交え、構 想の概要を示したことがあったが、さらなる ブラッシュアップを図り、海外の研究者との 意見交換を通じて、深化を図ることが重要で あると考えた。

3. 研究の方法

(1) 研究の手法としては、これまでの研究プ

ロジェクトと同様、以下の3点を心がけた。 第1は、「総合性」であり、行政と司法、 あるいは、公法と私法の枠組みを超え、全体 としての制度構築を想定したものにするこ とを考えた。

第2は、「分野横断性」であり、公法と私 法といった法律学の枠組みにとらわれるこ となく、消費者行動学を中心とする隣接科学 の知見も目配りをすることとした。

第3は、「比較法的実証性」であり、ヨーロッパ諸国はもとより、アメリカ法にも視野を広げることとした。

(2) また、本研究で何よりも工夫したのは、研究の発信方法についてであった。

まず第1に、従前のとおり、学術的研究として、専門雑誌や書籍に論文を公表した。

第2に、北海道消費生活審議会の会長として、条例や規則改正のさいと同様、この研究から得られた知見を実践の場で活かし、社会に還元することも1つの目標とした。

加えて第3に、実際に司法の場で活躍する アクターに研究成果を直接伝え、議論するこ とにも心がけた。

そして、第4に、国際シンポジウムで報告して意見交換することで、国際交流を図り、日本の法状況を直に伝えることにも腐心した。

4. 研究成果

- (1) それぞれの研究目的について、次のような成果を上げた。
- (2) 第1の研究目的、すなわち、行政的手法と司法的手法との対比に関しては、行政的手法には、「経過観察をしたうえで、処分等を下すことができる」という 司法的手法には見られない 特長を有することが明られない。たとえば不招請勧誘がされた場合、司法的手法においては、契約の効力論、あるいは損害賠償論に結びつける必要がある。損害賠償との関係でいうなら、不招請勧誘によって消費者が被った損害を具体的に算定することが困難な場合もあるのである。

これに対して、行政的手法にあっては、不招請勧誘自体を理由として、業者の行為態様も勘案しつつ、行政処分をするのか行政指導にとどめるのかを選択することができ、業者のその後の行動も視野に入れた弾力的な対応が可能なのである。ここからは、行政的手法と司法的手法との役割分担という発想が導かれる。

(3) 第2の研究目的である、行政的手法の地

域間格差の解消については、実践的な活動を 通じて社会に貢献した。すなわち、先に挙げ た北海道の条例と規則については、すでにイ ンターネット上で情報発信がされているが、 さらに国の消費生活基本計画を受ける形で、 新たに北海道消費生活基本計画の策定に携 わり、内容的には数値目標をも盛り込んだ充 実したものとした。加えてこれもネットで閲 覧可能となっている。

(4) 第3の研究目的である、集団的救済制度については、基礎的な考察を行い、成果を上げるとともに、国際シンポジウムで報告をした。以下では、その内容を簡単に紹介しておく。

まず、金銭給付を目的とする集団的救済制度を構想するにあたっては、①オプト・イン方式を採るのか、オプト・アウト方式によるのか、②消費者団体の権能を業者のした違法行為の確認にとどめるのか、違法な行為をした業者から実際に損害賠償金を受領し、消費者に配分する権能まで認めるのか、という2つの点がポイントとなる。

そして、①については、従前の民事訴訟の 原則から考えると、オプト・イン方式のほう が軋轢が少なく、他方、オプト・アウト方式 は「裁判を受ける権利」という憲法上の権利 との齟齬が大きい。

しかし、にもかかわらず、オプト・アウト 方式が声高に叫ばれる背景には、特定の事案 類型、すなわち、少額の被害が広汎に渡り、 個々の消費者にとっては、コストとの関係から、訴訟を提起するインセティブが小さいが、 違法な行為をした業者が得ている利益は小 さくない、という事案類型があることが分かった。諸外国のなかには、現にこのような類 型に限ってオプト・アウト方式を認めている 国もある。

けれども、このような事案類型は行政的手法、たとえば課徴金制度によっても解決可能なはずである。なぜなら、違法な収益の剥奪という目的は課徴金を課すことでも達成できるからである。すると、ここであえて司法的手法を用いるかどうかは、行政的手法の担い手である行政庁に実際にどの程度のアクティビティを期待できるかという、究極的にいうなら、それぞれの国の現状認識に依存することになる。

次に、②については、被害の実態に大きく 影響されることになる。

まず、被害の実態が定性的のみならず、定量的である場合、たとえば商品の内容量が表示されていた量よりも少なかったといった場合、それぞれの消費者が被る損害は定量的に算定可能であるから、業者から消費者団体が一括して損害賠償を受け取り、それを個々の消費者に配分する、という手続にも十分な

合理性があることになる。

これに対して、消費者の被害が定量的に把握できない場合、たとえば腐った商品によってそれぞれの消費者が健康被害を被ったが、ある者は通院だけですみ、他の者は入院を要し、さらになかには重症に至った者もいた、といった場合、消費者団体としては、業者の違法行為の確認はできても、実際の損害賠償にあたっては、個々の消費者によって被害の度合いが異なる以上、損害額を算定するには、個別的な主張立証を要し、消費者団体に損害賠償請求までさせるのはふさわしくないことになる。

以上のような検討からは、次の知見が得られた。

第1に、「集団的救済制度」といっても、 上記のとおり、被害の実態によって構想され るべき制度は異なっており、そのため、1つ の制度ではなく、複数の制度を用意する、と いう方法も考えられる。

第2に、そのようにして構想された制度のなかには、司法的手法によらなければならないもあるが、行政的手法によって代替可能なものもあり、そのいずれを採るかは、「理論的」というよりも、「実践的」、すなわち、各国の現状に依存しているのである。

(5) 本研究プロジェクトの研究成果は、以上 のとおりであるが、この研究を通じて問題関 心は別の方面に向けて深化しつつある。すな わち、不招請勧誘の問題を1つの契機として、 最近の消費者法の分野では、いわゆる「撤回 権」に関する議論が盛んにされ、研究も進展 しつつある。しかし、要物契約や要式契約、 あるいは贈与の撤回(民法 550 条本文)を思 い起こせば分かるように、「撤回権」は一般 法である民法にとっても無縁なものではな く、むしろ民法の基本原理の底流にあるとも いえる。そして、それは「契約の拘束力」と いうもう1つの法原理と常に緊張対立関係 にある。すると、消費者の「撤回権」に関す る議論、そして、そこから得られるであろう 知見は、民法の体系とも深く関わっているは ずである。

本研究に続く、次の研究プロジェクトでは、 これまでの研究成果を活かしながら、この 「民法学の根幹にふれる問題」を検討したい と考えている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

〔雑誌論文〕(計7件)

① <u>池田清治</u>、消費者法における私人のエンフォースメントとしての団体訴訟、新世

- 代法政策学研究、査読有、15 号、2012、 241-252 頁
- ② <u>池田清治</u>、契約締結前の説明義務違反と 当該契約上の債務の不履行責任による損 害賠償責任の成否、ジュリスト、査読無、 1440号、2012、74-75頁
- ③ <u>池田清治</u>、白紙委任状の濫用と109条 責任、池田清治(他編)『民法学における 古典と革新』、査読無、2011、31-67頁
- ④ <u>池田清治</u>、解除の要件と効果、ジュリスト、査読無、1423号、2011、91-95頁
- ⑤ 池田清治、金の商品先物取引の委託契約 において、将来の金の価格は消費者契約 法4条2項本文にいう「重要事項」に当 たらないとされた事例、現代消費者法、 査読無、10号、2011、88-95頁
- ⑥ 池田清治、消費者団体の団体訴訟、吉田克己(編)『競争秩序と公私協働』、査読無、2011、233-257頁
- ⑦ <u>池田清治</u>、不当勧誘と不退去・困惑させる行為、廣瀬久和・河上正二(編)『消費者法判例百選』、査読無、2010、82-83 頁

〔学会発表〕(計2件)

- ① <u>池田清治</u>、消費者法における私人のエンフォースメントとしての団体訴訟、グローバル COE プログラム『多元分散型統御を目指す新世代法政策学』主催 国際シンポジウム「消費者法における規制とエンフォースメント」、2011 年 7 月 16-17日、北海道大学(札幌)
- ② <u>池田清治</u>、「契約締結上の過失」について、 司法研修所教官セミナー、2011 年 3 月 10 日、司法研修所(埼玉県和光市)

[図書] (計2件)

- ① <u>池田清治</u>、日本評論社、基本事例で考える民法演習、2013、182 頁
- ② <u>池田清治</u>、他、成文堂、民法学における 古典と革新、2011、591 頁
- 6. 研究組織
- (1)研究代表者

池田 清治 (IKEDA SEIJI) 北海道大学・大学院法学研究科・教授 研究者番号:20212772

- (2)研究分担者 なし
- (3)連携研究者 なし